

入 札 監 理 小 委 員 会  
第 219 回 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 219 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 5 月 25 日（金）14：30～15：56  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 事業の評価（案）等の審議

- 新宿御苑の維持管理業務（環境省）

2. 実施要項（案）の審議

- 国営公園の運営維持管理業務（国土交通省）

3. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、尾花専門委員

（環境省）

自然環境局 総務課 上河原課長、鈴木課長補佐、海老原国民公園専門官  
新宿御苑管理事務所 三村所長、白井次長、奥山庶務科長

（国土交通省）

都市局 公園緑地・景観課 舟引課長、新田公園緑地事業調整官、佐々木課長補佐

（事務局）

後藤参事官、栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから、第 219 回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、環境省の新宿御苑の維持管理業務の実施状況及び事業の評価（案）と、国土交通省の国営公園の運営維持管理業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、新宿御苑の維持管理業務の審議から始めたいと思います。

本事業につきましては、平成 22 年 7 月から平成 25 年 6 月までの 3 年の契約期間として、民間競争入札により、事業を実施したところですが、まずは、事業の実施状況について環境省自然環境局総務課、上河原課長より御説明をお願いしたいと思います。説明は、10 分程度でお願いいたします。

○上河原課長 御紹介いただきました、環境省自然環境局の総務課長をしております上河原でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

新宿御苑の維持管理業務の実施状況について説明いたします。

まず、業務の委託期間でございますけれども、平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までとなっております。

受託事業者は、国民公園協会・昭和造園グループでございます。

事業者決定の経緯でございますが、民間競争入札実施要領に基づきまして、入札参加者から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たしておりました。

入札価格につきましては、開札した結果、2 者とも予定価格の範囲内で行われました。

この 2 者について総合評価を行ったところ、上記の国民公園協会・昭和造園グループが落札者となっております。

次に、2. のサービスの達成状況でございます。本業務につきましては、実施要項により、サービスの質として、個別業務の質を設定しております。具体的な項目は、①植生管理業務、②温室管理業務、③清掃業務、④発券業務、⑤巡視・利用指導業務、⑥インフォメーション業務でございます。

時間の関係で要点だけ御説明させていただきます。

その結果でございますが、個別業務の質に関する履行状況につきましては、管理業者から御苑の管理事務所に対して、月別作業計画、報告書が提出され、月 1 回責任者が集まりまして確認を行っております。その結果、個別業務の質が確保されていることを確認しております。

次に 3 ページの 3. 実施経費の状況でございます。予定価格は、3 億 4,378 万余りでしたが、契約額は 2 億 7,079 万 5,000 円で行われました。

これは、平成 22 年から 25 年までの 4 年度にわたる契約になっております。右側に各年度割りの経費が出ておりますが、平成 24 年につきましては、前年より高くなっておりまして、新温室開館に伴う経費の増額分があるためでございます。

従来の実施経費との比較でございますが、平成 20 年度の実施経費は、9,639 万 3,000 円で行われました。直近の平成 23 年度の実施経費と平成 20 年度の実施経費等を比較いたし

ますと、効率化によりまして、約 770 万 2,000 円が削減されているところでございます。

次の 4 ページの 4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。

民間事業者からは、企画提案時及び業務を実施する中で、次のようなサービス向上のための改善提案を受けております。

そして、月 1 回の事業連絡会議などの場で調整を行いまして、利用者サービスの向上に努めているところでございます。

主な実施事項でございますが、まず、危険生物への対応に関する提案につきましては、危険生物の駆除に関して、周りの草木などに影響が及ばないよう環境に配慮し、極力薬剤を使用しないようにしております。

また、次の新宿御苑モニターの創設の提案につきましては、ホームページや掲示板などで募集を行い、応募者の中で選考基準を満たした方をモニターに任命し、レポートを提出してもらうとともに、定期的なミーティングを開催し、業務改善に生かしております。

次に、メディア等を活用した情報発信の提案につきましては、適正な利用を促進するために、来園者からの要望が多い桜の開花状況、菊花壇展の情報などをメディアやホームページを通じて、よりきめ細かく情報発信を行っているところでございます。

次に、トイレの快適性の確保の提案につきましては、利用最盛期となる春と秋に環境美化システム方法による床面などの特別清掃を実施しております。

次に、散策コースの設定及び案内の提案につきましては、滞在時間が限られていることが多い団体利用者などを対象といたしまして、大木戸門からの短時間で新宿御苑の見どころを巡るコースを設定いたしまして、利用者に案内を行っております。

次に、5 ページの運営開始後の改善提案でございますが、平成 23 年 9 月 21 日に来襲いたしました台風 15 号の通過後に、園内樹木の倒木の有無、枝折れなどの危険性について園内を巡回して確認するとともに、倒木や枝折れなどについて、伐採などの措置を迅速に行い、安全確保に努めたところでございます。

次に 5. の総評でございます。まず、(1) の新宿御苑における維持管理業務の実施内容に関する評価でございますが、個別業務の規定について、植生管理業務は、樹木の適正な維持及び管理、温室管理業務は、希少野生植物の適正な管理、清掃業務は HTB 工法など、工夫を凝らして快適な施設の提供、発券業務は利用者への的確な案内、巡視利用・指導業務は禁止事項などの注意喚起などによる安心・安全で快適な空間の提供、インフォメーション業務は、利用者の多様なニーズに応じた園内の情報発信を行っており評価できる内容となっております。

次に 6 ページ、東日本大震災のときには、園内に 1 万人を超える避難者を受け入れております。その際においても、円滑な避難者の誘導及び園内の安全管理を行い、また、台風直撃の際には、園内の危険箇所の早期発見と来園者の安全確保を確実にを行い、早期の開園に努めたことは、非常に高く評価できるところでございます。

次に (2) アンケート結果の分析結果及び業務実施に反映した事項でございます。

アンケート結果においては、おおむね高い評価を得ている点で評価できます。ただ、評価が低く、来園者から改善の要望があった業務については、毎月開催しております業務連絡会議において、アンケートの集計結果を報告し、各業務責任者に対し業務改善を指示しております。

また、特に迅速な対応が必要な内容につきましては、適宜業務責任者に報告し、改善を指示するとともに、調査結果については、対応内容とともにホームページへの情報掲載を適宜行っております。

具体的な例といたしましては、トイレが汚れているという指摘につきましては、清掃員の増員配置や無線機による連絡対応強化を実施したところでございます。

次に（３）の次期業務の実施に当たっての留意事項でございます。

次期事業の実施に当たっては、本業務の実施結果を踏まえ、創意工夫を生かした企画提案の提出を促す観点から、業務実施状況の情報開示に努めるとともに、現行の維持管理業務に、駐車場などの運営管理、飲食施設等の運営及び菊栽培業務についても加えるものいたします。

また、サービスの質の向上のため、来園者に対するアンケートを実施し、低い評価が示された事項については、その対応状況について報告を求めるとともに、ホームページなどで公開することといたします。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について内閣府公共サービス改革推進室長より説明をお願いいたします。説明は、５分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、環境省新宿御苑の維持管理業務の評価案につきまして、資料 A に基づきまして、御説明させていただきます。

実施状況の詳細につきましては、環境省より説明がございましたので、割愛させていただきます。

それでは、まず、２ページ目の「２ 受託事業者決定の経緯」をごらんください。

入札参加者２者から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たして、予定価格の制限の範囲内で入札のあったことから、当該２者について総合評価を行い、落札者となった上記業者と契約しているところでございます。

続きまして「３ 平成 25 年度以降の事業について」をごらんください。

本事業については、官民競争入札等監理委員会の委員長見解が平成 21 年 12 月に公表されているところでございまして、新宿御苑の食堂、売店、駐車場、茶室の管理等業務について、財団が国有財産の使用許可ないし権限付与を受けて行う形態から、民間委託する方式に変更し、民間競争入札の対象とするという方針が公表されたところでございます。

環境省は、本委員長見解に的確に対応いたしまして、平成 25 年度以降の事業については、現行の民間競争入札の対象範囲である維持管理業務に、駐車場等の運営管理、飲食施

設の運営及び菊栽培業務についても加えることとしておりまして、本件について、平成 23 年 12 月の第 86 回官民競争入札等監理委員会において了承いただいているところでございます。

次に評価でございますが、3 ページ目の II の評価をごらんください。

評価方法でございますが、環境省から提出されました平成 22 年 7 月分から平成 24 年 3 月分の実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行っております。

まず「(1) サービスの質についての実施状況及び評価」でございますが、民間事業者は、実施要項及び仕様書で求める数字に基づきまして、各業務について適切に業務を実施しており、確保すべきサービスの質は達成したものと評価できると考えられます。

次に「(2) 民間事業者からの提案による改善実施事項」をごらんください。

民間事業者から入札時の企画書での改善提案に基づいて、危険生物への対応、新宿御苑モニターの創設、メディア等を活用した情報発信、トイレの快適性の確保、散策コースの設定及び案内が着実に実施され、また、運営開始後の企画提案についても、台風等における迅速な復旧活動が実施されたことから、民間事業者による創意工夫が発揮できたと評価できると思われます。

続きまして 4 ページ目の「(3) アンケート結果の反映について」をごらんください。

本事業の実施要項におきましては、事業者は新宿御苑の利用者を対象にアンケートを行い、アンケートの結果を基に、事業者が自ら業務改善策を作成し、業務の質の確保、向上に向け、以後の業務実施に反映させる取組みを行うこととなっております。

アンケート結果において、評価が低く来園者から改善の要望があった業務については、毎月開催している業務連絡会議において、その集計結果を報告し、各業務責任者に対して、業務改善を指示したり、調査結果について、対応内容とともにホームページへの掲載を適宜行っていることなどの事項も評価できると考えられます。

続きまして「(4) 実施経費に関する評価」を記述しております。

平成 23 年度の実施経費が 8,869 万 1,000 円となっております。平成 20 年度の従来の実施経費の約 92%に相当し、約 770 万 2,000 円が下回っていることから、経費の削減が図られているものと考えられます。

最後に、4 ページ目から 5 ページ目にかけて、評価のまとめを記述しておりますが、以上、御説明いたしましたとおり、公共サービスの質の維持・向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できると思われます。

したがって、今後も引き続き民間競争入札によって、多様な民間事業者の参入を促進し、対象公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減が図られることが期待されるところでございます。

なお、環境省は、平成 21 年 12 月に公表された、委員長見解に的確に対応しておりまして、25 年度以降の事業については、駐車場等の運営管理等についても現行のものに加える

こととしておりますので、この点について高く評価できると記述しているところでございます。

次期事業の実施に当たりましては、今回の実施結果、それから、平成 25 年度から、これらの業務が加えられることを踏まえまして、より民間事業者からの創意工夫のある企画提案が可能となるよう、実施状況の情報開示を十分行いつつ、実施要項を策定することなどが必要であると考えられます。

また、現事業では確保されるべき質として、定性的な評価項目のみとなっていることから、次期事業の確保されるべき質の設定に当たっては、利用者の満足度の向上や新宿御苑の社会的価値・機能の維持・向上に資するため、適切な評価項目を設定し、定量的な目標値を定めモニタリングすることを検討する必要があると考えられます。

御説明は、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました実施事業及び事業の評価案について、御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○逢見副主査 まず、1つ確認しておきたいんですけども、新温室の開園は平成 24 年度ということなんですが、そうすると、この評価のときには、まだ、新温室は開園されていないときの評価ということでもいいんですか。

○上河原課長 そうなります。

○逢見副主査 あと、事業者からの改善提案がいろいろあって、モニターとかトイレとか散策コースとか、これがサービスの向上に役立っているということなんですけれども、実際、公園の方で見て、こうした企画改善提案については、どういうふうにとめておられますか、かなりよかったという感じなんですか。

○三村所長 お答えします。新宿御苑管理事務所の三村と申します。よろしく申し上げます。

一番大きな今回のポイントは、やはり資料の 5 ページに付けさせていただきましたが、運営開始後の改善提案のところで記させていただきましたが、台風後の対応が一番顕著に表れたと考えてございます。ちょうど、9月に大風が来て、実は園内に倒木も発生し、開園をどうするかというのを非常に悩んだ、実は木曜日でございます、金曜日翌日はどうにもならないから、とりあえず閉めて安全確保をしなければいけないという作業をしたんですが、その次の日が土曜日、日曜日ということになりますので、当然、来園者の方々がたくさんいるということで、どうするかということになったわけですが、幸いなことに、受託者の中に造園会社のグループさんに入っていたものでありますから、人を少し余分に出していただいて、作業員を充当していただいて、結果として、一部通れないエリアは引き続き設定せざるを得なかったんですが、1日の閉園で、土曜日、日曜日の開園ができた。

その件については、ほかの東京都内の、ほかの植物園さんから、とてもいい対応ができ

ましたねということで、実はお褒めをいただいたというのが現状でございます。これが、一番端的に見えた例かなと考えております。

○逢見副主査 ありがとうございます。あと、今後に向けてということで、評価にも書いていますけれども、定性的な質の部分が多くて、余り定量的なものはなかったんですが、今回、アンケートを取られて、こういうものも利用者の満足度として定量的な評価になり得るのではないかと思いますので、こうしたアンケートの結果なども参考にしながら、質の評価の中に定量的な評価も入れるような検討をお願いしたいと思います。

○上河原課長 承知しました。

○逢見副主査 私からは、以上です。

○小林副主査 今に加えて、アンケートはいいと思うんですけども、こういう樹木の手入れだとか、芝生の手入れだとかというような、結構、造園の非常にテクニカルなところがある部分があると思うんです。その部分は、定性的な評価というよりも、やはり定量的な仕様書のような、一定の質の定量化というのができるのではないかと、素人ながら考えるんですけども、その辺で専門的な目線からモニタリングができるような形にするとういのではないかとこのように思っております。

○三村所長 今の御指摘、ちょっとまた検討しなければいけないかとは思いますが、いずれにしても、私どもも、この歴史があって、お客様からとても喜んでいただいている、今、御指摘のように、例えば芝生の部分については、いい管理をするというふうに一言というのは簡単なんです、そのいいというのは、どういうことをいうのかということについては、実は業者ともほぼ日々のようにやりとりをすることになってございますので、そこを表現し得る、例えばアンケートのクエスチョネアがつかれるかということに、少し立ち入って検討してみたいと思います。

○小林副主査 アンケートで、一般の方々が感じるレベルというものと、専門的といえますか、技術的な部分というのは違うと思うんですね。だから、別の専門的な観点からチェックができるような部分があれば、それは、是非、定量化していただいて、モニタリングをしていただければと思っています。

○三村所長 承知しました。ありがとうございます。1点補足させていただきますと、芝生は、私ども新宿御苑は、高麗芝と野芝という、日本が昔から使っている芝を入れてございます。実は、一番管理のしにくい、ちょっと面倒な芝生なんです。でも、それは、もともと御苑ができた経緯をずっとひも解いて今も使ってございまして、そういうところは、御指摘のとおりだと思いますので、専門の方々なり、学会の方々なんかとも、またコミュニケーションを取ってみて、いい評価方法がないかというようなことは考えてみたいと思います。

○小林副主査 お願いいたします。ほかに、佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 今、小林委員から御指摘があったように、定量的な指標ということで一番わかりやすいのは、年間の入園者数ということだと思うんですが、この事業にとって入



園者が多い、少ないというのは、発注側から見ると、どういう評価に結び付く指標なんでしょうか。

○三村所長 一般的な、いわゆる公園というものであれば、利用者の方々がたくさん来られるということが、1つ、楽しんでいただけるというのが評価になるということになるろうかと思いますが、私ども、実は、見た目は非常に似ているんですけども、庭園としてオープンさせていただいております。例えば、今ほどお話があった芝生についても、お庭という観点からいくと、芝にたくさん人が入って、好きなように遊ぶというのは、芝を傷めるということになりますので、青々としたきれいな芝生があって、その上に木が生えていて、お花が咲いて、きれいな景色、きれいな絵が見られるということになると、実は人がいない方がいいというような評価にもなってしまいうんですね。ですから、実は、私どもも、ものすごく揺れるのが現実です。お客様がたくさん来られると、実は芝生がとっても傷んで、実は今回もそうなんですけれども、夏場に芝生を1回、全部立入禁止のエリアを設定して、芝の養生をし直さなければいけないということで、実は手間がかかり、先ほど言いましたように、いろんな専門の人たちのお力を借りて直す。それで、また、春先の桜のシーズンに供用するということを繰り返せざるを得ない現状がありまして、そういう意味では、御指摘のとおり、単純に利用者の数が増えるということだけで評価ができるかというところと難しいところがございます。

ただ、まだ、芝の能力、余地としてはあろうかという時期は当然ありますので、例えば、そういったところの利用者については評価が可能かもしれませんので、その部分、また、少し議論してみたいなと思います。

気候、天候に影響される部分が相当ございますので、そことの見合いになろうかと考えております。

○佐藤専門委員 ちょっと先走りますけれども、25年度以降の事業については、駐車場と飲食施設の運営というのが入ると、そうすると、受託者の方から見ると、公園利用者の方からの利用料金収入が増えた方がいいということで、いろいろ人を呼び寄せたいというような御提案が、もし、発注側がその余地をお認めになって、附帯事業というんでしょうか、何か提案事業のようなものを認めるということであれば、多分、入場者数が増えるような提案が民間から出てくるんだと思うんですが、今、現状の発注業務の範囲との関係では、なかなか人が多く来ればいいというものでもないという言い方をしているのかどうかかわからなくて、お聞きした次第です。

○小林副主査 ほかに、どうぞ。

○尾花専門委員 質問なんですけど、アンケートというのは、どういう媒体で取られているんでしょうか、入園者の方に紙をお示しして書くのか、それとも、その後にホームページ等で入園した方が書けるような形になっているのかということなんですけど。

○白井次長 今回のアンケートの回収方法は、ヒアリングと、あとアンケートボックスというボックスを設けて、そこで回収した数となっていますので、実際に入園された方

に対して行ったものです。

○尾花専門委員 今後は、紙媒体だけではなく、例えば、入園したことを前提に、ホームページ等で発信ではなくて、情報を取るような形というのは、御検討になる余地はございますでしょうか。

○白井次長 今、既にやっています、ホームページ上にアンケートを載せています。それで、随時回収という形でアンケートは取っております。

○尾花専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○小林副主査 このアンケート結果の中にも、それが入っているということでしょうか。

○白井次長 この場合は、まだ、ホームページまではいっていませんので、紙が主でございます。

○小林副主査 では、かなりフィードバックというか、インプットが得られるような状況ですか。

○白井次長 現在ですか。

○小林副主査 はい。

○白井次長 はい、今の状況は、随時回収していきまして、アンケートでいただいた御意見に対しても答えていくというようなホームページの載せ方をしています。

○小林副主査 よろしいですか。それでは、時間となりましたので、新宿御苑の維持管理業務の事業評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思っております。

先ほど、御報告があった、台風の折の対処が非常によかったというのは、非常にメリットだったと思えました。

事務局から、何か確認することはありますか。

○事務局 特にありません。

○小林副主査 それでは、この評価（案）につきましては、今後もいろいろな改善の取組みに生かしていただきたいと思いますと思っております。

本件に関する監理委員会の報告等につきましては、私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、本件に関しては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

（環境省関係者退室）

（国土交通省関係者入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、国営公園の運営維持監理業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思っております。

本日は、国土交通省都市局公園緑地景観課、舟引課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いいたします。御説明は、30分程度でお願い

いたします。

○舟引課長 国土交通省公園緑地景観課の舟引でございます。今日は、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、国営公園の運営維持監理業務のこれまでの経緯と、今日は、新しくこの委員会に諮る公園もございますので、その説明、概要を私から申し上げまして、細かい要項は担当の方から御説明申し上げます。

まず、資料の B-1 と書いてある横紙のパワーポイントのペーパーをお願いいたします。

1 枚おめくりいただきまして、国営公園の位置でございます。本日、お願いいたしますのは、そのうちの赤で囲っております、イ号国営公園 12 公園でございます。

昨年はロ号公園につきまして、「市場化テスト」の手續にかけたところでございますが、今回はイ号公園ということです。

これまでの経緯につきまして、次のペーパーでございます。入札契約方式の改善。左側の 2 段目に黄色で書いてございます。公共サービス改革基本方針、平成 21 年の閣議決定において、イ号公園のうち、概成する滝野すずらん丘陵公園と東京臨海広域防災公園の 2 公園について、民間競争入札を実施することになりました。

その 1 つ下の平成 22 年、2 公園を試行するという閣議決定に基づいて民間競争入札を実施し、その他の 10 公園については企画競争で行いました。

したがって、現在、イ号公園のうち 2 公園は「市場化テスト」により、10 公園は企画競争によって管理が行われております。

そのときに、3 か年の国債契約によっておりましたので、今年、平成 24 年度が 3 年目の最終契約でございますので、平成 25 年度から、また再び 3 年の国債による契約を行いたいということで、現在、手續を進めているところでございます。

また、その下の平成 22 年の閣議決定におきまして、すべての国営公園の運営維持管理業務において民間競争入札を導入することになり、一番下ですが、すべてのイ号公園 12 公園における 3 か年の業務について民間競争入札を実施するというので手續を行うものでございます。

1 枚おめくりいただきます。国営公園管理の全体像です。

これも、これまでの繰り返しの御説明になりますから、簡単にいたしますけれども、緑色で囲っておりますのが今回の対象業務。その中では、全体のマネジメント及び企画立案という、まさに公園を運営する業務。それから、施設・設備の維持管理。建物とか、施設を修理・修繕していくもの。それから、植物を育てて育成していく植物管理。これらが委託費の中で実施するもの。さらに、売店、飲食店等の収益施設等の運営を併せて、今回の維持管理業務の対象とするものでございます。

4 ページ、実施要項ひな形について、ロ号公園から、今回幾つか変更点がございまして、その対応について御説明いたします。

まず、1 つ目が業務内容です。まず、ロ号公園においては、計画立案及びマネジメント

と企画運営管理に分かれておりましたけれども、今回は、それを1つに統一しております。もともと、若干類似しているところがあり、分けるのが難しい部分であるところですが、利用者対応に対して、業務の連携をきちんと図るべきではないかということと、1名の統括的な責任者に任せることによって、より効率的に、かつ事業者の負担も少なくなるのではないかという趣旨でございます。

1.3 サービスの質の設定について、包括的な質のところ、地域特性を生かした植物管理というものを今回は含めようとしております。

これは、後で公園の概要で出てきますけれども、地域によってさまざまな植物・花が、1つのお客様へのサービスとなっておりますので、それを活かしていきたいということでございます。

5.1、基本項目審査の評価基準、これは、2月の委員会でも御説明申し上げましたけれども、1つ目は、緊急時にも対応できる実施体制に対する提案がなされているものに加算点を与えてはいかがかという点。

2つ目は、総括責任者の代替性を確保できる点に加算点を与えるという点で、2点追加をさせていただきます。

最後に、業務評価、これも2月にお諮りしたところでございますけれども、維持管理業務の質が実際に確保できなかった場合に、その評価結果を次回以降の維持管理業務の評価に反映させるという仕組みがなければ、やはり悪かったところをきちんと評価できないということで、これを今回の契約のときに、あらかじめ条件として提示した上で導入をしていきたいというものでございます。

次からが、各公園の概要ですが、時間がございませんので、簡単に御説明いたします。

滝野すずらん丘陵公園は、既に「市場化テスト」で行っているところでございます。全体約400ヘクタール、特に次の6ページにありますけれども、雪等に対する対策というのが1つのポイントではないかと考えております。

7ページ、8ページが、国営みちのく杜の湖畔公園、これは仙台市から車で約30～40分くらいの距離にある公園でございます。計画面積約650ヘクタールのうち約300ヘクタールを供用しているところでございます。具体的には特に東北6県の古民家の復元をしていることが1つのポイントではないかと思っております。

次に、9ページ、10ページ、国営常陸海浜公園です。これは、茨城県のひたちなか市で、もともと米軍の水戸の射撃場だった跡地の一部を国営公園としたもので、全体約350ヘクタールのうち約160ヘクタールを供用しているところでございます。

10ページの下の方にありますけれども、花修景の演出、特に春先テレビのコマーシャルでもネモフィラが咲いているということで、幾つかニュースなどにも取り上げられていますけれども、こういった広々とした、地形に応じた植物管理というのが課題になろうかと思っております。

続きまして、12ページ、13ページが国営東京臨海広域防災公園。これは、前回の会議

でも御説明しましたけれども、既に「市場化テスト」を一旦やっているところですので、省略いたします。

13、14 ページが国営アルプスあづみの公園、これは、長野県の松本から北の安曇野に計画された公園で、計画面積約 350 ヘクタールのうち約 100 ヘクタールをオープンしております。

ここにつきましても、下にありますけれども、植物については、やはり気候がかなり冷涼なところでもございますし、そういったものに対して、いかに管理をしていくかというのが1つの課題だと考えております。

続きまして、15、16 ページが国営越後丘陵公園でございます。これは、新潟県の長岡、ちょうど長岡ニュータウンに隣接をしたところでございます。全体約 400 ヘクタールに対し、約 300 ヘクタールの供用をしてございます。

ここについても、どちらかというところ、里山を生かした体験プログラムとか、植物の管理というのが1つの課題であろうと思っております。

続きまして、17、18 ページが国営木曽三川公園、これは、岐阜県、愛知県、三重県の3県にまたがる木曽川、長良川、揖斐川の三川にまたがるものでございまして、計画面積約 6,000 ヘクタールという非常に大きなものでございます。そのうち約 260 ヘクタールをオープンしております。

この図面でわかりますように、細長くて、それぞれの河川敷等を公園にしておりまして、さらに、それぞれの地域の期待が非常に大きいということをふまえ、地域連携をいかに図っていくかというのがポイントだと考えております。

次に国営淀川河川公園です。国営公園の初期の段階のもので、新幹線を通る淀川の辺りの河川敷も含めまして、京都までの区間が国営公園となっており、現在約 240 ヘクタールを開園しております。

ここは、次のページにありますけれども、出水期に、施設を現場から撤去するというようなマネジメントもございまして、大都市の中を通る公園ということで、かなり利用が稠密である。そこにどう対処するかということでございます。

それから、国営明石海峡公園です。これは、明石海峡をまたいだところで、淡路地区と神戸地区と両方にまたがる公園でございます。これは、まだ、数十ヘクタールと少ない供用面積でございます。これは、2地区にまたがっておりますので、そういったところを含めて、一体的にどう管理をしていくかというのが課題であろうかと思っております。

続きまして、23 ページ、24 ページが国営備北丘陵公園、広島県の庄原市、約 340 ヘクタールでほぼ全面開園しております。

ここも若干地方部にあるということで、里山タイプで、地域の伝統といった文化などをいかに魅力としてもっていくかというのが1つの課題であろうかと思っております。

次が国営讃岐まんのう公園、有名な満濃池に隣接する形の公園で、約 350 ヘクタールのうち約 200 ヘクタール、また、期間内に全園開園をする予定でございます。

これは、今の備北丘陵公園と若干似たタイプでありまして、地域との連携、里山の活用が課題であろうかと思えます。

最後に国営海の中道海浜公園、福岡市の志賀島に続く海の中道という、もともと米軍の基地とキャンプがあったところがございますが、現在、約 300 ヘクタール弱が開園をしております。

これは、もともと砂州であったということで、地域が広いということと、米軍基地の跡地ということで、広大なスペースが広がっている。また、動物園も中にごございますので、そういったものの管理というのが1つのポイントかと思えます。

公園の概要については、以上です。

○佐々木課長補佐 それでは、引き続き、国営公園のひな形等について御説明をさせていただきます。課長補佐の佐々木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、まず、私からは、ロ号公園のひな形からの変更点を最初に説明させていただきます。その後、パブリックコメントへの対応、最後に情報開示、その3点について御説明させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、まず、お手元に B-4 と B-5 の資料をお願いいたします。

B-4 が、今回、ひな形を変更した際の概要版ということで、これの下線を引いたところが、今回、変更した部分、本編が B-5 でございます。

まず、B-4 のひな形の概要でございますけれども、昨年度のロ号の御審議からの変更点としては、対象業務項目について、先ほど課長から御説明があったとおり、これまで計画立案及びマネジメントと企画運営管理という2つの業務が分かれておりましたが、今回のイ号からは、そこを統合してはどうかという点。

それと、包括的な質について、これまで4つの項目で評価しておりましたが、今回より地域特性を生かした植物管理を追加してはどうかという点。

それと、裏側になりますが、事業者を決定するための評価ということで、これまで実施体制について、基礎項目で評価をしていましたが、優れた提案等に対するインセンティブというものがなかったということで、中ほどにある業務共通の実施体制のところを10点加点項目にするという点。

4つ目が、業務評定のところで、今回、業務評定を行うことをひな形の中に書かせていただいております。次回以降の入札時における評価事項の1つとするという点。以上4つが大きな変更点でございます。

それでは、B-5 のひな形の本編の方をお願いいたします。

赤字がロ号公園から変更した場所で、青字がパブリックコメントを受けた修正箇所となっております。

まず、2ページ目の対象業務の概要のところを御覧いただければと思えます。こちらについてはロ号公園と変わってございませませんが、趣旨としては、国営公園の設置の意義を踏まえて、公園の運営維持管理全般について計画立案を行いながら、目標等を策定し、一元

的管理方針の下で、国営公園としての機能を発揮するような管理をしていただくという内容でございます。

続きまして、ひな形の3ページ目をお開きください。

3ページ目の下に、業務対象項目とございまして、公園運営維持管理業務ということで、委託費により行う業務と収益施設等管理運営業務という独立採算により行う業務の2つがございます。今回の変更点では、これまで計画立案及びマネジメント業務と企画運営管理業務が分かれていたんですけれども、それを統合したということでございます。

詳細については、5ページをお願いできればと思います。

こちらにつきましては、計画立案及びマネジメント業務と企画運営管理業務を、マネジメント及び企画立案業務にくっつけたわけですけれども、内容として密接に関連するというので、今回より統合を図ったものです。

こちらにつきましては、現状として、共同体による応募が多い中で、業務間の調整が必要な事項等に対して、たくさんの業務責任者がいると、迅速に対応ができないということもございまして、そういった観点からも統合していきたいと考えているところでございます。

7ページ、こちらにつきましては、包括的な質の設定ということで、後ほど各公園個別については、御説明いたしますが、イ号公園の特色である地域特性を生かした植物管理を追加するというものです。

内容としては、アンケートを行いまして、それに対する満足度の比率を包括的な質に組み入れたいというものでございます。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。

こちらは包括的な質をモニタリングしていくわけですけれども、先ほど包括的な質に地域特性を生かした植物管理が入りましたので、モニタリングの方もこの項目を追加したものでございます。

内容としては、各地方整備局の方でアンケート調査を年4回ほど行いまして、その満足度を確認するものです。

続きまして、26ページをお願いできればと思います。入札の実施及びスケジュールということで書かせていただいております。

現在のスケジュールとしては、入札公告を6月に行わせていただきまして、その後、いろいろ手続等ございますけれども、入札は11月上旬に行いまして、契約を1月上旬に行うということで、来年の4月からの業務開始に先だつて、前回同様、余裕をもったスケジュールをとりまして、引き継ぎ等をしっかりやっていただきたいという内容になっております。

次は、28ページからでございますけれども、入札実施手続につきましては、ロ号公園とはほぼ変わっておりません。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。

こちらは、事業者決定に当たっての質の評価項目の設定でございまして、変更点としては、赤字で書いてありますとおり、これまでは基礎項目審査では基礎点 50 点のみだったのですが、実施体制に係る項目として、水準を超える部分に対して優れた提案があった場合は、加算点 10 点を加えるという内容でございます。

詳細につきましては、35 ページをお願いいたします。35 ページの表 10 の右の上と中の段でございすけれども、まず、上の段については、迅速かつ円滑な意思決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている場合については、加算点を加えるということで、加算点は 5 点という内容でございす。

次にその下の欄になりますが、本業務が 3 年間という長い期間の業務でありまして、総括責任者が病気になったりする場合等が、当然想定されるということで、本業務を安定的に継続する観点から、総括責任者の交代等の申し出に対しまして、速やかに代替者を確保できる体制を取っていることに対してインセンティブを与えるというものでございす。こちらについても、代替総括責任者が確保されている場合は 5 点を与えるという内容でございす。

続きまして、43 ページをお願いいたします。

業務評定でございす。業務評定につきましては、今回の実施要項から追加したもので、次回以降の入札時における評価事項の 1 つとしたいと考えております。

ひな形の口号からの変更点は、以上でございす。

続きまして、パブリックコメントへの対応ということで御説明いたします。

資料の B-3-1 を御覧いただければと思います。B-3-1 が抜粋版で、B-3-2 が全国版になっております。

今回、3 月 30 日から 4 月 13 日までの 2 週間にわたりましてパブリックコメントを行いました。

その結果、35 の団体及び個人から 523 件の御意見をいただいたところでございす。主な意見としては、業務責任者の条件に関する意見、委託費の支払い方法に関する意見、あるいは契約期間に関する意見、あるいは企画提案の評価方法に関する意見などをいただいたところでございす。

同じ意見が、12 公園すべてにある場合もありましたので、概要について、抜粋版で御説明をいたします。

抜粋版の 1 ページの No.4、No.5 をごらんいただければと思います。

今回、業務についてマネジメント及び企画立案業務ということで、元からあった業務を統合したわけでございすけれども、それに対し、別々の要件とするべきではないかというような御意見があって、かつ No.5 の方では、総括責任者には、業務責任者としての実績が要件の 1 つになっているが、元々企画運営管理の方で実績がある人についても責任者となれるようにしていただきたいという内容でございす。



こちらにつきましては、業務を統合することで責任の明確化、業務の効率化を図るということで、1つの業務にしておりますが、業務の幅が広がったことにもない、類似業務の経験について拡充をしております。こちらは、資料 B-5 のひな形の 22 ページに配置予定者の業務実績等に関する要件があり、同種業務については、業務全体のマネジメント及び企画立案業務の経験がないと同種業務としてみられないということですが、類似業務のところで、22 ページから 23 ページにかけまして、もともと施設・設備維持管理業務であるとか、植物管理業務の実績がある人は類似業務とみることにしており、パブリックコメントの意見を踏まえまして、マネジメントだけとか、企画運営管理だけの業務実績がある人についても類似業務としてみるということで修正しております。

続きまして、No.14 について御説明をしたいと思います。本業務については3年の業務ということで、御要望としては3年間はちょっと短いのではないかと、5年間にしてはどうかというような御意見をいただいているところでございます。こちらについては、平成 22 年にイ号 2 公園の試行を行い、今年度からはロ号公園で実施したところでございまして、今回も引き続き成果を検証しながらやっているということで、3年の業務として行わせていただきたいというものでございます。

次に No.20、No.21 ですけれども、先ほど実施体制の評価のところ、加算点を加えたんですけれども、評価方法がわかりにくいという御意見がありましたので、こちらについても御意見をふまえ、ひな形を修正したものでございます。

続きまして、細かい話になるんですけれども、No.27、No.28 で実施要項ではなく別紙資料の修正でございますが、例えば、滝野の例で、ボランティア研修の回数が5回というふうに基準化されていたので、それについては、事業者側の裁量とすべきではないかという御意見があり、それはおっしゃるとおりですので、そこは5回以上ということで修正させていただきます。

あるいは園内のシャトルバスの運営について、4割以上営業を行うことと記載しておりましたが、それはなかなか難しいのではないかと御意見があり、こちらについては、4割以上の営業を行うことという記載を削除いたしまして、施設等の運営管理者の裁量により設定できるという修正をしたところでございます。

それと、1 ページ目に戻りまして、委託費の支払い方法、こちらについては、平成 22 年の 2 公園や今年度からのロ号公園の時にも御意見がありましたが、委託費の支払いに関して、実支出額と各年度の委託費の限度額のいずれか低い額とするというようにしております。我々としても検討はしているんですが、なかなか包括的な質といったものの達成状況を金額に換算するといったことが難しいということ、天候等により変動する可能性もありますので、そちらについては今回も委託により実施することとしており、実支出額の精算により支払を行うという回答としております。

長くなりましたが、パブリックコメントについては、以上でございます。

最後に従来の実施状況に関する情報の開示ということで、資料 B-6 をお願いいたします。

こちらにつきましては、従来の実施状況ということで、過年度、例えば 21 年度から 23 年度の本業務の実施にあたりどのような内訳で支出をされたかという精算報告を明示しておりまして、その内容について記載しているところでございます。

それと、3 ページで、従来の実施における目的の達成の程度ということで、目標、計画に対して、実績がこれくらいですよといったものを提示しているものでございます。

それから、71 ページをお願いいたします。今回からイ号公園において「市場化テスト」に移行するのですが、それに合わせ、従来、国から発注していた工事の一部についても、本業務に包括化することを考えております。

こちらについても、運営維持管理業務の精算報告と、草地管理、これまで国が発注してきたものでございますけれども、その額を合わせて、合計として今回の業務に対応するとしたら、これくらいの額を過年度支出しているということで情報を明示しているものでございます。

長くなりましたが、説明は、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 このイ号公園については、既に滝野すずらん防災公園、この2つの先行事例があって、これが比較的評価でもうまくいっていったんではないかと思えます。これを踏まえた、今回、12公園ということなので、是非、いい形で評価できるようにしていただきたいと思えます。

まず、サービスの質のところ、実施要項案でいうと7ページですけれども、1つ公園利用者数の確保というのがございますけれども、今回実施する中で、東日本大震災の被災地である宮城県とか茨城県などの公園もあるわけですが、この辺では、やはり公園利用者数がちょっと読みにくいところもあると思えますが、そこは配慮しているんでしょうか。

○佐々木課長補佐 資料 B-6 の 9 ページをごらんいただければと思います。今回、東日本大震災で特に被災が大きかった国営みちのく杜の湖畔公園でございますが、従来の実施状況における目標達成の程度ということで、平成 21 年から 23 年までの公園利用者数をここで記載しております。平成 23 年の 3 月に地震があって、その後の平成 23 年度でございますけれども、4 月から 6 月の実績が 14 万 8,000 人ということで、平成 22 年度及び平成 21 年度と比べてかなり低い数字になっているという状況でございます。

こちらについては、原則平成 21 年度から 23 年度の平均で目標とする数字を出しているところでございますけれども、今回の数字は異常値みたいなところがありますので、平成 20 年から平成 22 年までの実績を基に目標を設定するという対応を取っております。

一方、国営常陸海浜公園でございますけれども、こちらは 16 ページでございます。実績として、年間指標を見ていただければと思いますが、平成 23 年度が 98 万 6,000 人ということで、50 万人弱ほど利用者が減っております。こちらについては、やはり関東方面か

らのお客さんが風評被害等により少なくなったという状況もあり、今後も影響が残っていくのではないかとすることを考慮いたしまして、平成 21 年度から 23 年度の平均値を基に目標値を設定しております。

○逢見副主査 わかりました。それから、同じくサービスの質で、地域特性を生かした植物管理というのが、今回入っておりますが、これはいいことだと思うんですけども、これをどう評価するかというのが、なかなか見てもイメージがよくわからないんですけども、例えば 32 ページで目標値と具体性、実現性、妥当性で評価するというふうになっておりますけれども、もうちょっと具体的にどんな形のイメージなんですか。

○舟引課長 例えば、やはり地域特性といっても、植物・花が咲いていればきれいだ、いいものだと一律にはなかなか評価できません。例えば、よくこの辺の花壇で見られるのは、三色すみれ、いわゆるパンジーですが、確かに一定の面でかなりきれいな部分があるのですけれども、実は、それぞれの地域において咲く花、例えば、日本のものでしたら、オミナエシだとか、そういうものをきちんとそのまま残して管理をする。ちょっといいかげんな管理をするとなくなってしまうとか、そういうようなものがございます。

一方で、国営常陸海浜公園の人工的にかなり大きな広場で、ネモフィラというのは、これまであまり導入されていない装飾的なものであります。多分、そこの辺りがそれぞれの地域、気候と反映して、運営のやり方は、それぞれのところで当然違ってあるべきだと思っております。

だから、その具体の物差しはというと、これからある程度考えながらやっていかなければいけないと思うんですけども、やはり長野の安曇野でやる公園と、米軍基地跡地の広いところでやる公園とは、当然管理が違って、そこに一律にパンジーだとかチューリップだというようなものよりは、地域の特性を生かした方をきちんと判断できるような形でいたいと思っていますし、そういうものが反映できるようなアンケートを考えざるを得ないと思っております。

○逢見副主査 ここは、多分、民間事業者の創意工夫の提案しどころだと思いますので、そういうものが適切に評価できる仕組みを是非検討していただきたいと思います。

あとは、競争性の確保については、何か工夫されているところはあるのでしょうか。

○佐々木課長補佐 競争性の確保でございますけれども、先ほど簡単に御説明いたしましたが、ひな形の 22 ページでございますけれども、今回、マネジメント及び企画立案業務を統合したことによりまして、類似業務の経験のところで、総括責任者となり得る者について、例えば施設・設備維持管理業務とか植物管理業務とか、そういったものの業務経験を有する方についても総括責任者となれるよう要件の緩和を図っているところでございます。

○逢見副主査 あと、私からは、これは口号公園のときの審議でも申し上げたんですけども、業務評定をされるということで、まだ試行的な段階ではあるということですが、これは、次の入札のときに、業務評定というのは非常に重要な判断材料になると思っております。

で、何をもって評定するかという、やはり客観的な基準、客観性、合理性といいますが、やはりそういうものがあって評定すべきだと思いますので、是非、業務評定の客観性の確保については十分留意して進めていただきたいと思います。

○舟引課長 今回の業務評定の点ですけれども、基本的には、先ほども御説明しましたが、毎年ホームページで、3年間で終わったのではなくて、毎年ごと評定を公表するというようなところで若干フィードバックできるのではないかと考えております。

○小林副主査 ほかに、どうぞ。

○佐藤専門委員 今回の業務評定の点、もう少しどういったものなのかというのを教えていただきたいんですが、評定というのは、まず、定量的な、例えば点数化してしまっただけで何点というふうに与えて、次回以降の入札のときに、その点数が自動的に評価に反映されるような、そんなイメージの仕組みなんでしょうか。

○舟引課長 前回は若干御説明しましたがけれども、今のところは、ある程度一定の水準を達成していれば、合格というところはあるんですが、その一定の水準を達成していなければ、最もだめなんですけれども、仮に達成していなかった場合でも、その次の契約に応じて、全くイコールフットイングになるということでは、やはり次回のときにうまくいかない部分があるだろうと考えております。

あとは、業務を進める際に、やはり幾つか、どうしてもいいこともあれば、ミスだとか、そういう事故だとか、そういったものが、当初想定されていないものも発生するんじゃないかということで、包括的な質を満足してきちんとやっていただければ、多分、そういったところで、点数に大きな差が付くとは思ってございませぬけれども、仮に大きく下回るような話、そういった事故というようなものをうまく反映できるような形で仕組みづくりをしていきたいと考えています。

○佐藤専門委員 もう一点、入札のスケジュールのことでちょっと教えていただきたいんですが、実施要項案の 26 ページのところを見てください。国交省さんの入札手続の場合に、独自の運用をされておられる部分もあるように認識していて、私からの御質問は、③の入札に関する質疑応答が6月から11月までと、その約半年間の中で、⑥のところでは企画書が出てくると、その後、ヒアリングをやって評価して、その後11月に札を入れていただくという形になっているんですが、この札入れの時期と企画書提出の時期の間に2か月弱期間を置いていらっしゃるというのは、国交省さんとしてどういった御意図なのか、ちょっと教えていただきたい。

○佐々木課長補佐 こちらについては、説明責任とかの観点から、質問があれば、入札のぎりぎりまでお答えするというのが趣旨です。もし、問題等があるようなら検討させていただきたいと考えております。

○佐藤専門委員 そうすると、想定としては、企画書を提出した後に、ヒアリングのプロセスを経て、応募者の方が追加データ、情報を基に価格をはじいていただくというための、この2か月間ということなんですね。

○佐々木課長補佐 はい。

○佐藤専門委員 わかりました。あと、⑩の落札予定者の決定から契約締結まで2か月置いてあるスケジュールになっているんですけども、これは、この2か月間で何をおやりになるんですか。

○佐々木課長補佐 この2か月間では、例えば、都市公園法5条に基づく許可の申請とか、次の27ページになるんですけども、申請フローがございまして、それも踏まえた上で契約になるということで、期間を若干置かせていただいているところでございます。

○舟引課長 受託で管理しているもののほかに、自らが売店だとか収益だとか、ああいっただものは設置管理で、一応、法的な手続で、前の方から変わるとすれば、その手続をやり直さないといけないということも含めて、そういった手続期間でございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 ほかに、どうぞ。

○尾花専門委員 モニタリング方法について伺いたいんですが、10ページによりますと、管理月報の確認と、アンケート調査という2点でモニタリングされるということで、管理月報というのは、私なんかの感覚からすると、一方的な主張というか、きちんとやりましたという書面のもので、それを見てモニタリングというので、非常に裏を取るような作業ができていないような感じがするんですが、これは、例えば、多様な利用プログラムの提供というようなことがあった場合に、それがどのように成功裏に終わったかというのは、どのような形で確認されるのでしょうか。

○佐々木課長補佐 管理月報があつて、実際にイベント等があった場合は、そのイベントの名前があつて、実際どういう形であつたかという報告を受けるわけです。そちらについては、信頼関係の中でやっていくものではございますが、一方で定期的に現場に入ってチェックする必要があるのではないかと考えております。

○尾花専門委員 例えば、モニタリング方法の中に管理月報の確認に加えて、定期的な現場確認のようなものというのは加える可能性はないんですか。

○佐々木課長補佐 そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○尾花専門委員 あと、もう一個、先ほども御指摘がございましたが、地域特性を生かした植物管理という主要事項が出てきた場合の、やはり確保できたかの方法が、アンケート調査で、そのアンケート調査の方法を見ますと、年4回以上、実施月の平日、休日、各1日に対面調査というような形で、近ごろの若い方は、そういったものではなく、もう少し携帯を通じたアンケート収集とか、若い人がより意見を述べやすいような形の情報収集の方法も御検討いただけないかと思います。

○佐々木課長補佐 アンケートの方法については、実際にやっていく中で、どういったものがいいかというのを模索してまいりたいと思います。

○尾花専門委員 はい、以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。今、若干意見が出ましたけれども、競争性とい

う観点で、500件を超えるようなパブコメが来ていますので、かなり確保できるのかなという予想なんですけれども、地域的なところで、やはり競争性の確保が少し難しいといったら変ですけれども、というようなことはあるのでしょうか。

○佐々木課長補佐 地域によってというのは、なかなか想定されないとは考えております。

○舟引課長 件数的に地域の偏りは。

○佐々木課長補佐 件数的には、例えば、やはり利用者が多い国営常陸海浜公園とか国営海の中道海浜公園とか、そういうところは、若干件数が多くなっておりますけれども、逆に地方部の公園とかであれば、20件とか、そういうところはありますし、多いところで80件とか100件とか、そういったところもございます。

○小林副主査 やはり20件で何業者とか、そういうのはわかりますか。

○佐々木課長補佐 20件で大体3つとか4つくらいで、やはり100件を超えるところは10業者くらい、パブコメで意見をいただいているところでございます。

○小林副主査 わかりました。それでは、今、質問したのは、やはり競争性の確保というのは重要どころになってきますので、全体としてどんな感じなのかと思ってお伺いしました。

どうぞ。

○佐藤専門委員 結構細かい質問で恐縮なんですけれども、実施要項(案)の11ページ、委託費の支払いのところについて、1.3.5(1)のc)のところの記載の内容について教えていただきたいんですが、これは、パブコメでもあった部分だと思うんですけれども、要は、これは、3年間の業務で、年度の委託費が上限額になっているという立て付けで、そうすると、3年間の金額として契約を締結されて、各年度への上限額の割り付けというのは、どういうふうになるのでしょうか。

○佐々木課長補佐 年度ごとに割り付けを設定しております、基本的に内容が変わらなければ同じ額、3分の1、3分の1、3分の1ずつになっていくんですけれども、面積が増える等あれば、それを考慮した額になります。

○佐藤専門委員 なるほど、例えば、東日本大震災のような非常事態があった場合に、その年度の予算を多く取ったけれども、入園者数が少なかったというときにも、そのある年度で余ってしまった予算を後年度に回したりというフレキシビリティはあるんですか。

○佐々木課長補佐 それは、ございません。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 よろしいですか。それでは、国営公園の運用維持管理業務の実施要項(案)についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認することはございますか。

○事務局 ございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって審議会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)

の取扱いや監理委員会への報告書の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、国土交通省におかれましては、先ほど、いろいろ業務評定の点ですとか、あるいは評価の尺度の点について意見が出ましたので、そういう点もよく御検討いただきまして、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。よろしくお願いたします。

では、本日は、ありがとうございました。